

構造計算が適正に行われたものであるかどうかを
判定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

特定行政庁名又は指定確認検査機関名：

建築主事名又は指定確認検査機関代表者名：

財団法人 茨城県建築センター
代表理事 春田 茂桂 印

下記の建築物については、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができませんので、建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に基づく確認審査等に関する指針第二第 4 項第四号の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 判定することができない建築物

- (1) 確認申請受付番号
- (2) 建築物の名称
- (3) 構造計算適合性判定受付番号
- (4) 構造計算適合性判定受付日

2. 判定することができない理由：別添のとおり

3. 申請書等の補正及び追加説明を求める必要がある場合にあつては、その期限：

(連絡先)

担当：構造部 、 、
TEL：029 - 305 - 7227
FAX：029 - 241 - 1214
メールアドレス：kouzou-honbu@ibakenju.or.jp

判定することができない理由

表1

確認申請受付番号	
建築物の名称	
構造計算適合性判定受付番号	
建築物の番号	

表2

認められない場合	番号	該当図書名	補正を要する事項・理由
申請書等の記載事項に不明確な点がある場合	番号	該当図書名	追加説明を要する事項・理由
その他の場合	番号	該当図書名	事項

- (1) 表1の「建築物の番号」欄には、構造計算適合性判定依頼書(SF-02)の裏面の構造計算適合性判定手数料算定根拠に示された番号および枝番を記入する。
- (2) 表2の「番号」欄には、通し番号を記入する。
- (3) 「理由」欄には、判定することができない理由を述べ、併せて関連する法令の条項を記入する。